

1. 支 給 番 号		2. 氏 名			
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性 別	5. 離 職 時 年 齢	6. 生 年 月 日	7. 求 職 番 号	
8. 住 所 又 は 居 所					
9. 支 払 方 法 (金 融 機 関 コード - 記 号 (口 座) 番 号)					
10. 資 格 取 得 年 月 日	11. 離 職 年 月 日		12. 離 職 理 由		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離 職 時 賃 金 日 額				
15. 求 職 申 込 年 月 日	16. 認 定 日		17. 受 給 期 間 満 了 年 月 日		
18. 基 本 手 当 日 額		19. 所 定 給 付 日 数			
20. 特 殊 表 示 (災 害 時、一 括、巡 相、市 町 村)					

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

離職理由コード

●特定受給資格者

- 11解雇(12、50以外)
- 12天災等の理由により事業継続不可能による解雇
- 21雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22雇止め(雇用期間3年未満更新確約あり)
- 31事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

●特定理由離職者

- 23期間満了(雇用期間3年未満更新確約なし)
- 33正当な理由のある自己都合退職(31、32、34以外)
- 34正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

以上のコードの場合非自発的失業者に該当します。

注 意

- 1 この証は、第1面の受給期間満了さい。もし、この証を滅失したり、破損して再交付を受けてください。なお、折曲げないでください。
- 2 失業の認定、又は失業等給付を受給するに当たって、失業認定申告書その他関係書類に添え、地方運輸局の長に提出してください。支給日は、原則として、失業の認定日となります。
- 3 あなたが口座振込受給資格者であらば、あらかじめ指定された金融機関の預貯日に行いますので、その金融機関が休業、その金融機関から支払を受ける給日となります。
- 4 定められた失業の認定日に来所し、給付を受けることができなくなることがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 8 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 9 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

(バーコード貼付欄)

支給番号